

緊急要請書

◇大飯原発3号機の配管亀裂：

1サイクル(13ヶ月)運転では技術基準を割り込むことを関電も事実上認めている

◇国の実用炉規則では、13ヶ月運転を前提に傷の進展等を評価することになっている

亀裂の入った配管のままでの運転再開を認めないこと

原子力規制委員会委員長 更田豊志 様

関西電力の大飯3号1次系配管に4.6mmもの深さの傷が入っていることが明らかになり、原子力規制庁と関電の間で公開会合が開かれている。

関電をはじめ電力会社は、原発の運転期間は1サイクル13ヶ月として運転している。ところが前回の第3回会合(9月25日)で関電は、「1サイクル(12ヶ月)」として、12ヶ月運転しても傷は技術基準ギリギリの8.2mmに収まるとして、傷が入ったままでの再稼働を求めている。

このことは、私たちが9月16日付の抗議・要請書で示した、1サイクル(13ヶ月)運転では、配管の肉厚は8.1mmとなり、技術基準の8.2mmを割り込むことを事実上認めたことになる。

抗議・要請書 http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/nsr_yosei20200916.pdf

第3回会合で規制庁は、実用炉規則(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則)では13ヶ月運転が基本になっていると発言した。事実、実用炉規則55条の判定期間について、同56条2項では「定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする」と定められている。また、同条4項では「第二項の一定の期間は、十三月以上としなければならない」と規定されている。すなわち、13ヶ月運転で技術基準に適合するかどうかを判定することになっている。(下線は引用者)

10月2日に第4回目の公開会合が開かれる。規制庁・規制委員会は、自ら定めた規則を守り、傷の入ったままでの再稼働を許すことなく、配管の取替を早急に指示すべきだ。

よもや、傷の入った配管のまま、12ヶ月運転を認めることのないよう強く要請する。

緊急要請事項

1. 自ら定めた規則を守り、亀裂の入った配管のままでの運転再開を認めないこと

2020年10月1日

避難計画を案ずる関西連絡会/ ふるさとを守る高浜・おおいの会/

脱原発へ！関電株主行動の会/ 国際環境NGO FoE Japan/ 原子力規制を監視する市民の会

連絡先：

美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581

原子力規制を監視する市民の会 東京都新宿区下宮比町3-12-302 TEL：03-5225-7213 FAX：03-5225-7214